

公益財団法人沖縄県スポーツ協会 専門委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第42条に基づき、専門委員会に関し必要な事項を定める。

第2条 専門委員会の種類は別表のとおりとし、運営に関する規則は別に定める。

2 各専門委員会は、専門的事項を審議するため別に部会を置くことができる。

(目的)

第3条 各専門委員会は、本会定款第4条の事業に関し、それぞれ別表に定める専門的事項の調査研究を行うことを目的とする。

(組織)

第4条 各専門委員会は、それぞれ本会理事長の委嘱する委員15名以内をもって組織する。ただし、財務特別委員会の委員数についてはその限りではない。

(役員)

第5条 各専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長・・・1名

(2) 副委員長・・・1名

2 委員長は、本会副会長及び専務理事の中から本会理事長が指名し、副委員長は委員の互選とする。

3 本会理事長が必要と認めるときは、役員は他の専門委員会の役員を兼ねることができる。

(役員職務)

第6条 委員長は、各専門委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

(任期及び制限年齢)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員の解任については、本会定款第30条に準ずる。

3 委員は、就任時に70歳未満でなければならない。ただし、学識経験者理事及び財務特別委員についてはその限りではない。

(委員会)

第8条 専門委員会は、各委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本会理事長、副会長、専務理事及び学識経験者は、各専門委員会に出席して意見を述べることができる。

3 各専門委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。各専門委員会に出席できない委員は、その所属する団体の役職員に代理出席させることができる。代理出席させることができない場合は、他の委員を代理人と定めて委任状を提出することができる。代理出席者及び委任状を提出した委員は出席したものとみなす。

4 各専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 議決すべき事項について、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

(事務)

第9条 各委員会の事務処理は、本会事務局で行う。

附則

- 1 この規程は、昭和42年 3月27日から施行する。
- 2 この規程は、昭和49年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程は、昭和55年 3月28日から施行する。
- 4 この規程は、昭和62年 4月 7日から施行する。但し別表の中の海邦国体特別委員会は昭和62年度限りとする。
- 5 この規程は、平成 元年 7月18日から施行する。
- 6 この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 8 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 9 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 10 この規程は、令和 8年 1月13日から施行する。

専門委員会別表

専門委員	所掌事項
総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務全般に関すること 2 規程の改廃に関すること 3 会館運営に関すること 4 広報・宣伝に関すること 5 表彰・叙勲等に関すること 6 財政の確立に関すること 7 募金（一般・免税・賛助会員）活動に関すること 8 本会主催行事の企画・運営に関すること 9 その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること
競技力向上対策委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技力向上計画の基本的方策の樹立に関すること 2 競技団体、学校及び職場等の競技力向上の促進に関すること 3 競技力向上に関する研修会・講習会等の開催及び派遣に関すること 4 指導者組織の確立に関すること 5 指導者・強化コーチの育成に関すること 6 都道府県ジュニア強化コーチの配置に関すること 7 その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること
指導者育成委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツの普及振興、指導者養成に係る基本的方策の樹立に関すること 2 スポーツ指導者養成及び組織の確立に関すること 3 スポーツ指導者協議会に関すること 4 スポーツ指導者の研修会・講習会等の開催及び派遣に関すること 5 公益財団法人日本スポーツ協会委託事業等の推進に関すること 6 その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること
スポーツ医・科学委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツの振興についての医・科学的調査研究に関すること 2 競技力向上についての医・科学的調査研究に関すること 3 競技者の健康管理及び相談に関すること 4 医科学に関する研修会・講習会等の開催及び派遣に関すること 5 その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること
財務特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 募金（一般・免税・賛助会員）活動に関すること